

令和4年度
神奈川県食肉衛生検査所
事業概要

令和5年6月

目 次

第1章 概 要

1	沿 革	2
2	機 構	3
3	職員の配置状況	3
4	業 務	3
5	施設の状況	4
	(1) 土地	
	(2) 建物	
6	と畜検査手数料	4
7	管内と畜場の概要	4
	(1) 名称、設置者等	
	(2) 施設	
	(3) 使用料及び解体料	
	(4) 廃止と畜場	

第2章 大動物・小動物検査事業

1	大動物・小動物検査事業の概要	7
2	と畜検査頭数	7
3	と畜検査の結果に基づく処分	7
	(1) とさつ禁止	
	(2) 解体禁止	
	(3) 全部廃棄	
	(4) 一部廃棄	
	(5) 全部合格	
4	BSEスクリーニング検査	9
5	簡易検査	9
6	獣畜の産地（最長飼養地）別搬入頭数	9

第3章 衛生監視事業

1	衛生監視事業の概要	12
2	衛生監視業務	12
	(1) 監視指導業務	
	(2) 検査業務	
3	食鳥検査業務	14
	(1) 監視指導業務	
	(2) 食鳥処理確認結果	
	(3) 検査業務	
4	衛生講習会	16

第4章 精密検査事業

- 1 精密検査業務の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 2 微生物学的検査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - (1) 細菌学的検査
 - (2) 抗菌性物質検査
 - (3) 腸管出血性大腸菌検査（O26、O103、O111、O121、O145、O157）
 - (4) カンピロバクター検査
 - (5) BSEスクリーニング検査
- 3 病理学的検査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 4 理化学的検査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
 - (1) 合成抗菌剤検査
 - (2) 動物用医薬品検査
- 5 食品衛生検査施設における検査等の業務管理（GLP）・・・・・・22
- 6 病畜検査業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第5章 調査研究事業

- 1 学会等における発表・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 2 令和4年度神奈川県食肉衛生検査所調査研究発表会（演題一覧）・・・・・・25

第6章 その他の事業

- 1 情報提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 2 職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
 - (1) 新規配属職員研修
 - (2) 三年目研修
 - (3) 再配属職員研修
 - (4) 所内ミニ研修

資 料

- 表1 年度別と畜検査頭数・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 表2 月別と畜検査頭数（令和4年度）・・・・・・・・・・31

第 1 章

概

要

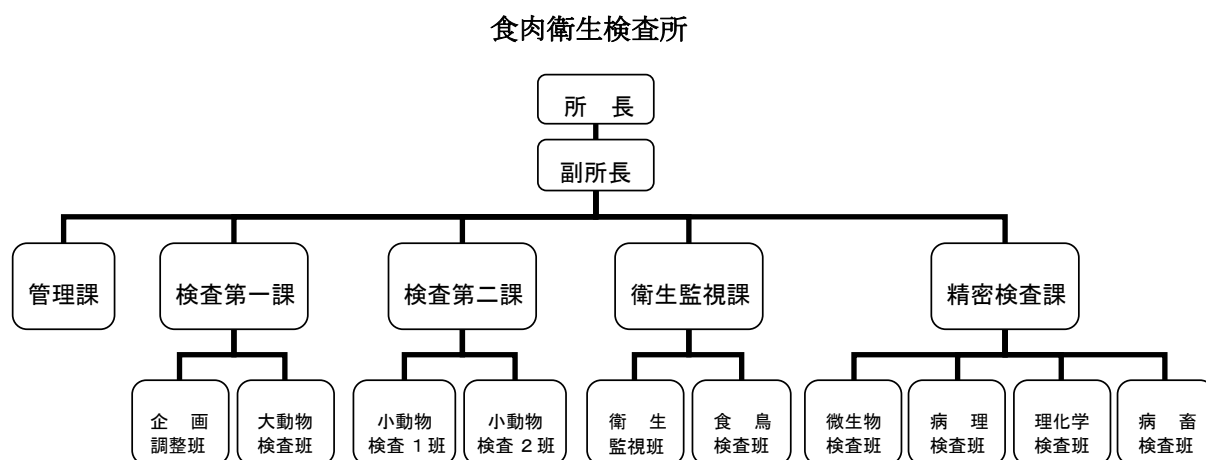
1 沿革

明治 22 年	6 月	屠獣取締規則（神奈川県令第 36 号）が施行され警察による取締り
明治 39 年	4 月	屠場法（法律第 32 号）が公布され警察行政により施行
昭和 17 年	12 月	検査行政が警察部から内務部の出先機関である地方事務所へ移管
昭和 18 年	11 月	検査行政が経済部へ移管
昭和 23 年	11 月	検査行政が衛生部の出先機関である保健所へ移管
昭和 28 年	8 月	と畜場法（法律第 114 号）が公布（屠場法は廃止）
昭和 45 年	6 月	神奈川県行政機関設置条例に基づき検査行政の一元化を図るため、平塚市内に神奈川県食肉衛生検査所を開設（管理課、検査課（検査係、精密検査係）2 課 2 係、厚木、相模原、藤沢、小田原の 4 駐在事務所）
昭和 48 年	3 月	藤沢駐在事務所を廃止
昭和 48 年	7 月	精密検査課を新設
昭和 49 年	3 月	厚木駐在事務所庁舎を新築
昭和 49 年	8 月	厚木駐在事務所を出張所に昇格
昭和 49 年	9 月	理化学棟を増築
昭和 50 年	7 月	相模原駐在事務所を出張所に昇格
昭和 54 年	3 月	相模原出張所庁舎を新築し移転
昭和 56 年	3 月	保留用冷蔵庫を新築
昭和 59 年	4 月	食品衛生法（法律第 233 号）に基づく事務の一部（食肉衛生に関する事務）が委任される。
昭和 61 年	3 月	本所庁舎を改築、微生物棟を新築
平成 2 年	6 月	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（法律第 70 号。以下「食鳥検査法」という。）が公布
平成 4 年	4 月	食鳥検査法に基づく事務（食鳥処理の事業の許可及び食鳥検査等）が委任される。
平成 5 年	3 月	厚木出張所庁舎を新築し移転
平成 12 年	4 月	相模原市の地域保健法に基づく政令市への移行に伴い、相模原出張所を相模原市へ移譲
平成 14 年	4 月	厚木出張所庁舎を改修し、神奈川県食肉衛生検査所とするとともに、検査課を廃止して検査第一課、検査第二課及び衛生監視課を設置し、平塚の理化学棟及び微生物棟を精密検査課平塚分所とした。
平成 15 年	3 月	精密検査棟を新築し、精密検査課平塚分所を廃止
令和 3 年	7 月	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）に基づく事務の一部（と畜場及びと畜場に併設する食肉処理業に係る輸出証明書の発行等）が委任される。

2 機構

(令和5年4月1日現在)

健康医療局生活衛生部 ——— 生活衛生課 ———



3 職員の配置状況

(令和5年4月1日現在)

組 織	一般事務職	と畜検査員(常勤)※1	再任用職員※2	臨時的任用職員※3	会計年度任用職員※4	計
所 長		1				1
副 所 長	1					1
管 理 課	2				1	3
検査第一課		13	1	2	1	17
検査第二課		14	1	1		16
衛生監視課		5	1			6
精密検査課		12	1		1	14
合 計	3	45	4	3	3	58

※1 休職中職員(1名)含めず。

※2 と畜検査員: 4名 ※3 と畜検査員: 3名

※4 と畜検査員: 1名

4 業務

- 所管すると畜場のと畜検査業務
- 精密検査業務〔微生物・病理・理化学〕
- 食鳥処理場等の許認可業務及び監視指導
- と畜場及び同施設に併設された食肉処理業、食肉販売業等の監視指導
- 食肉、食鳥肉等に残留する抗菌性物質、合成抗菌剤、動物用医薬品及び農薬に関する除去、検査等
- と畜場・食鳥処理場関係者への衛生教育
- と畜検査員・食鳥検査員の技術研修
- と畜検査・食鳥検査に必要な研究及び調査
- その他と畜検査・食鳥検査・食品衛生に関する事項

5 施設の状況

(1) 土地

所在地	用途	面積 (m ²)	所有区分	取得 (引継) 年月日
厚木市酒井 892-1	食肉衛生検査所	2,108.78	県有	平成 3 年 1 月 4 日 平成 15 年 3 月 31 日

(2) 建物

名称	構造	面積 (m ²)	所有区分	取得 (引継) 年月日
管理棟	鉄筋コンクリート造 2階建	601.37	県有	平成 5 年 3 月 22 日
プロパンガス庫	コンクリート ブロック造	6.00	県有	平成 5 年 3 月 22 日
精密検査棟	鉄筋コンクリート造 2階建	651.01	県有	平成 15 年 3 月 20 日
電気室	鉄筋コンクリート造	30.00	県有	平成 15 年 3 月 20 日
医療廃液・ 廃棄物保管庫	鉄骨造	9.00	県有	平成 15 年 3 月 20 日
文書保管庫	鉄骨造	4.18	県有	平成 14 年 7 月 7 日
標本保管庫	鉄骨造	6.38	県有	平成 15 年 1 月 20 日

6 と畜検査手数料

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

牛	馬	子牛	豚	めん羊	山羊	備考
円 600	円 600	円 300	円 300	円 200	円 200	と畜場法施行条例 (平成 15 年 3 月 20 日神奈川県 条例第 7 号)

7 管内と畜場の概要

(1) 名称、設置者等

名称	所在地	設置者	開場日数	と畜場番号
神奈川食肉センター	厚木市酒井 900	株式会社 神奈川食肉センター	週 5 日	神奈川県 1

※ 平成 14 年 3 月に平塚市食肉センター、厚木食肉センター、小田原ミートセンター及び相模原市食肉センターを統合し新設された。

(2) 施設

名 称	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	冷蔵庫 面積(㎡)	汚水処理能力 (㎡³/日)	開設 年月日	1日処理頭数	
						大動物	小動物
神奈川食肉 センター	12,556.89	6,138.16 (延面積 22,338)	2,491	2,300	平成 14. 3. 1	60	2,600

(3) 使用料及び解体料

料金区分		獣畜別	牛	子牛	馬	豚	めん羊 山羊	料金変更年月日
一頭 当 た り 料 金	普通 と畜	と畜場使用料	円 4,840	円 1,149	円 4,840	円 1,149	円 363	平成 15. 10. 1 平成 22. 10. 1 平成 26. 4. 1 令和元. 10. 1
		とさつ解体料	4,840	1,149	4,840	1,149	363	
		計	9,680	2,298	9,680	2,298	726	
	病畜 と畜※	計	14,520	3,447	14,520	3,447	1,089	
		※ 普通と畜の 1.5 倍						

(4) 廃止と畜場

名 称	開設期間
松田と畜場	昭和 3 年 10 月 ～ 昭和 45 年 3 月
藤沢と畜場	明治 27 年 7 月 ～ 昭和 54 年 3 月
津久井食肉センター	明治 22 年 6 月 ～ 昭和 55 年 2 月
日本大学農獣医学部産肉検査室	昭和 56 年 1 月 ～ 昭和 58 年 5 月
神奈川県畜産試験場豚解体試験室	昭和 33 年 5 月 ～ 平成 4 年 4 月
平塚市食肉センター	明治 25 年 ～ 平成 14 年 3 月
厚木食肉センター	明治 24 年 5 月 ～ 平成 14 年 3 月
小田原ミートセンター	明治 44 年 12 月 ～ 平成 14 年 3 月
相模原市食肉センター	明治 29 年 6 月 ～ 平成 14 年 3 月

第 2 章

大動物・小動物検査事業

1 大動物・小動物検査事業の概要

- と畜場法に基づき、衛生的で安全な食肉が供給されるよう、と畜場に搬入された全ての獣畜について、1頭ごとに厳正な検査を実施しました。
- と畜場内に設置された簡易検査室において、「敗血症」、「高度の黄疸」、「尿毒症」等の微生物学的及び理化学的検査を実施し、と畜検査の迅速化に努めました。
- 特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドラインに基づき、とさつされた全ての牛について、月齢等に応じた適切な分別管理が実施されるよう、また、特定部位が確実に除去及び焼却されるよう監視指導を行い、牛肉の安全確保に努めました。
- と畜場法に基づき、伝達性海綿状脳症検査実施要領で定める24か月齢以上の牛で、運動障害、知覚障害、反射異常、意識障害等の何らかの神経症状又は全身症状（事故による骨折、関節炎、熱射病等による起立不能等症状の原因が明らかな牛を除く。）を示す牛について、と畜検査員が疾病鑑別の観点から牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）スクリーニング検査の必要の有無を判断しました。

2 と畜検査頭数

令和4年度のと畜検査頭数は、431,616頭でした。獣畜別では牛3,686頭、子牛8頭、馬1頭、豚427,921頭でした（表1）。

表1 と畜検査頭数

畜種		令和4年度	令和3年度
牛	乳用	1,592	1,645
	肉用	2,094	2,323
	小計	3,686	3,968
子牛		8	7
馬		1	0
豚		427,921	446,083
めん羊		0	0
山羊		0	0
合計		431,616	450,058

3 と畜検査の結果に基づく処分

- (1) とさつ禁止
とさつ禁止の頭数は3頭で、全て豚でした（表2）。
- (2) 解体禁止
今年度は該当事例がありませんでした。
- (3) 全部廃棄
全部廃棄の頭数は159頭で、獣畜別では牛65頭（子牛は含まず）、豚94頭でした（表2）。

表2 とさつ禁止・全部廃棄の頭数

処分内容	病名	牛	子牛	馬	豚	合計
とさつ 禁止	豚丹毒				3	3
	小計	0	0	0	3	3
全部 廃棄	牛伝染性リンパ腫	33	0			33
	白血病			0	5	5
	全身性腫瘍	0	0	0	5	5
	敗血症	25	0	0	75	100
	膿毒症	2	0	0	7	9
	高度の黄疸	3	0	0	0	3
	高度の水腫	1	0	0	0	1
	尿毒症	1	0	0	2	3
	小計	65	0	0	94	159

(4) 一部廃棄

獣畜別の一部廃棄の主な疾病名は、牛（子牛含む）では肝出血、肺炎、筋肉変性、肺気腫、小腸炎、豚では肺炎、肝間質炎、心膜炎、肝包膜炎、腹膜炎でした（表3）。

表3 主な一部廃棄疾病名

順位	牛の疾病名	廃棄頭数	順位	豚の疾病名	廃棄頭数
1	肝出血	1,494	1	肺炎	412,030
2	肺炎	813	2	肝間質炎	23,227
3	筋肉変性	589	3	心膜炎	20,384
4	肺気腫	571	4	肝包膜炎	16,794
5	小腸炎	471	5	腹膜炎	14,304

(5) 全部合格

と畜検査の結果、全部廃棄若しくは一部廃棄とはならず、全部合格した頭数は1,157頭で、と畜検査頭数に対する割合は0.3%でした（表4）。

表4 と畜検査全部合格頭数及び全部合格率

畜種	と畜検査頭数	全部合格頭数	全部合格率
牛	3,686	233	6.3%
子牛	8	3	37.5%
馬	1	1	100%
豚	427,921	920	0.2%
合計	431,616	1,157	0.3%

4 BSEスクリーニング検査

今年度は該当事例がありませんでした。

5 簡易検査

解体後検査所見等から全部廃棄疾病である「敗血症」、「尿毒症」、「高度の黄疸」等を疑う事例は簡易検査を実施し、必要に応じて精密検査を行い、判定しました。

また、限局性非定型抗酸菌症を疑う事例についても菌の確認のため簡易検査を実施しました(表5)。

表5 簡易検査結果

疑う疾病名	牛		豚	
	検査頭数	全部廃棄頭数	検査頭数	全部廃棄頭数
敗血症(感染性心内膜炎)	21	19	58	43
豚丹毒(心内膜炎型)				0
尿毒症	4	1	7	2
高度の黄疸	7	3	5	0
限局性非定型抗酸菌症			3	
合計	32	23	73	45

6 獣畜の産地(最長飼養地)別搬入頭数

神奈川食肉センターには、全国各地から獣畜が集められ、処理されています(表6)。搬入された獣畜の主な産地は、牛は神奈川県、静岡県、北海道、豚は群馬県、神奈川県、千葉県でした。

表6 獣畜の産地別搬入頭数

産地	牛			子牛	馬	豚	めん羊	山羊	計
	小計	乳用	肉用						
神奈川県	2,265	828	1,437	3	1	61,634	0	0	63,903
北海道	189	52	137	0	0	0	0	0	189
青森	3	0	3	0	0	0	0	0	3
岩手	9	5	4	0	0	27,186	0	0	27,195
宮城	3	0	3	0	0	37,070	0	0	37,073
秋田	5	0	5	0	0	12,419	0	0	12,424
山形	114	0	114	0	0	0	0	0	114
福島	119	22	97	0	0	25,346	0	0	25,465
茨城	0	0	0	0	0	8,079	0	0	8,079
栃木	3	1	2	0	0	38,540	0	0	38,543
群馬	43	31	12	0	0	106,609	0	0	106,652
埼玉	3	0	3	0	0	17	0	0	20
千葉	4	3	1	0	0	50,626	0	0	50,630
東京	21	20	1	0	0	0	0	0	21
新潟	1	0	1	0	0	0	0	0	1
富山	0	0	0	0	0	600	0	0	600
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井	2	0	2	0	0	0	0	0	2
山梨	4	4	0	0	0	194	0	0	198
長野	33	0	33	0	0	0	0	0	33
岐阜	50	0	50	0	0	681	0	0	731
静岡	733	625	108	5	0	43,626	0	0	44,364
愛知	10	1	9	0	0	15,294	0	0	15,304
三重	55	0	55	0	0	0	0	0	55
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都	1	0	1	0	0	0	0	0	1
大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良	1	0	1	0	0	0	0	0	1
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	1	0	1	0	0	0	0	0	1
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	9	0	9	0	0	0	0	0	9
沖縄	5	0	5	0	0	0	0	0	5
合計	3,686	1,592	2,094	8	1	427,921	0	0	431,616

第 3 章

衛 生 監 視 事 業

1 衛生監視事業の概要

- と畜場法に基づき、と畜場の監視指導を実施しました。
- 食品衛生法に基づき、と畜場に併設された食肉処理業、食肉販売業及び届出営業の監視指導並びに食肉・食鳥肉の収去検査を実施しました。
- 食鳥検査法に基づき、食鳥処理場の監視指導を実施しました。
- 食肉・食鳥肉の衛生的な取扱い、食中毒に関する知識の普及を図るため、関係者に対しリーフレット等を配布しました。

2 衛生監視業務

(1) 監視指導業務

ア と畜場等の監視指導

と畜場設置者が行う HACCP に基づく衛生管理が適切に実施されていることを確認するとともに、施設設備等の監視指導を実施しました。また、と畜場に併設された食肉処理業、食肉販売業及び届出営業(食品衛生法に基づく営業許可等は厚木保健福祉事務所長)の監視指導を実施しました(表1)。

表1 と畜場等の監視指導状況

業種	施設数	監視件数
と畜場	1	252
食肉処理業	2	230
食肉販売業	1	3
届出営業(販売業等)	2	128

イ 夏期・年末の食肉衛生総点検

細菌性食中毒が多発傾向となる夏期及び食肉の需要、流通が増大する年末には、と畜場、食肉処理業、食肉販売業及び届出営業の重点監視を行ったほか、食肉輸送車等の衛生点検等を実施しました(表2)。

表2 夏期・年末の食肉衛生総点検実施状況

区分	期間	監視件数				食肉輸送車等の点検等実施車両数
		と畜場	食肉処理業	食肉販売業	届出営業(販売業等)	
夏期	7月1日～8月31日	42	40	1	21	10
年末	12月1日～12月28日	20	19	0	16	0
合計		62	59	1	37	10

(2) 検査業務

ア 食品衛生法に基づく収去検査

食肉中の残留抗菌性物質等について検査を実施したところ、豚1頭の筋肉及び腎臓（2検体）で食品衛生法の基準値を超える抗菌性物質（ドキシサイクリン）が検出されたため、当該食品の販売禁止命令及び回収命令の処分が行われました。（表3）。

表3 残留抗菌性物質等の検査実施結果

検査項目	牛		豚		不適数	備考
	検査頭数	検体数	検査頭数	検体数		
抗菌性物質	32	52	301	570	2	
合成抗菌剤	12	12	32	32	0	・使用した検体は、抗菌性物質検査と同一検体 ・検査項目については、P.21表8参照
動物用医薬品	6	10	8	16	0	・検査項目については、P.22表9参照
農薬	1	1	1	1	0	・検査は衛生研究所に依頼 ・検査項目については、下記(参考)参照
合計	51	75	342	619	2	

(参考) 表3における残留農薬の検査結果

項目	検査結果 mg/kg (ppm)		残留基準値* mg/kg (ppm)	
	牛 (筋肉)	豚 (筋肉)	牛 (筋肉)	豚 (筋肉)
カルフェントラゾンエチル	0.01 未満	0.01 未満	0.08	0.08
クロキントセットメキシル	0.1 未満	0.1 未満	0.1	0.1
ジフルベンズロン	0.1 未満	0.1 未満	0.1	0.1
テフルベンズロン	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01
ピラクロストロビン	0.1 未満	0.1 未満	0.5	0.5
フルアズロン	0.1 未満	0.1 未満	0.2	0.2
ベナラキシル	0.1 未満	0.1 未満	0.1 未満	0.5
リニューロン	0.1 未満	0.1 未満	0.5	0.5
テブフェノジド	0.01 未満	0.01 未満	0.05	0.05
ブタフェナシル	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01
メトキシフェノジド	0.1 未満	0.1 未満	0.2	0.2
フラムプロップメチル	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.01
ホキシム	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満	0.05
シプロジニル	0.01 未満	0.01 未満	0.01	0.01
トリフルムロン	0.01 未満	0.01 未満	0.05	0.05
プロパキサホップ	0.01 未満	0.01 未満	0.02	0.02
エトキサゾール	0.01 未満	0.01 未満	0.05	0.01
クロルフルアズロン	0.01 未満	0.01 未満	0.02	0.02

検査機関：衛生研究所（地域調査部）

検査法：「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」（平成17年11月29日付け食安発第1129002号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）

※ 令和4年6月17日収去実施時点（実施していない項目については斜線）

イ 枝肉等の微生物試験

と畜場の衛生管理状況を確認するため、牛及び豚の枝肉の微生物試験を実施しました（表4）。

また、その検査結果を参考に、衛生指導を行いました。

表4 枝肉の微生物試験実施件数

区 分	腸管出血性大腸菌 ^{※1}	腸内細菌科菌群 ^{※3}	生菌数 ^{※3}
	検体数 ^{※2}	検体数	検体数
牛枝肉	100	60	60
豚枝肉		60	60
合 計	100	120	120

※1 血清型O26、O103、O111、O121、O145、O157

※2 50頭×2か所（胸部、肛門周囲部）

※3 外部検証として実施（60頭 胸部）

3 食鳥検査業務

(1) 監視指導業務

ア 食鳥処理場等の立入検査

食鳥処理場6施設に対して、15件の立入検査を実施し、技術的な助言・指導を行いました（表5）。また、届出食肉販売業2施設に対して、8件の立入検査を実施しました（表6）。

なお、管内にある食鳥処理場は全て、脱羽後検査を受けた食鳥と体（内臓を摘出する前の状態）を仕入れて処理する施設で、食鳥を生体の状態から処理する施設はありません。

表5 食鳥処理場の立入検査状況

区 分	所在地	令和4年度 当初施設数	新規数	廃止数	令和4年度末 施設数	立入検査 件数
食鳥処理場 [※]	平塚市	2	0	0	2	11
	小田原市	2	0	1	1	0
	厚木市	1	0	0	1	2
	葉山町	1	0	0	1	2
合 計		6	0	1	5	15

※ 管内食鳥処理場6施設は全て認定小規模食鳥処理場（年間処理羽数30万以下の施設）

表6 届出食肉販売業の立入検査状況

区 分	所在地	令和4年度 当初施設数	新規数	廃止数	令和4年度末 施設数	立入検査 件数
届出食肉販売業 [※]	平塚市	1	0	0	1	6
	厚木市	1	0	0	1	2
合 計		2	0	0	2	8

※ 届出食肉販売業：食品衛生法に基づく食肉販売業のうち、食鳥処理業者（認定小規模食鳥処理業者を除く）から食鳥とたいを仕入れ、これを保管し、認定小規模食鳥処理業者に譲り渡す営業。

イ 夏期・年末の食鳥肉衛生総点検

細菌性食中毒が多発傾向となる夏期及び処理羽数の増加する年末には、食鳥処理場及び届出食肉販売業の衛生点検を実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため夏期は予定の一部を中止しました（表7）。

表7 夏期・年末の食鳥肉衛生総点検実施状況

区 分	期 間	立入検査件数	
		食鳥処理場	届出食肉販売業
夏 期	7月1日～8月31日	4	3
年 末	12月1日～12月28日	4	2
合 計		8	5

(2) 食鳥処理確認結果

食鳥処理衛生管理者による食鳥の確認結果は、処理羽数81,771羽に対して、異常なし81,672羽、全部廃棄14羽、一部廃棄85羽でした（表8）。

表8 食鳥処理の確認結果

区 分	処理羽数	確認結果※			
		異常なし	廃棄内訳		
			計	全部廃棄	一部廃棄
食鳥処理場	81,771	81,672	99	14	85

※ 食鳥処理衛生管理者が食鳥とたいの体表等の状況について基準に適合しているか否かを確認した結果

(3) 検査業務

ア 食品衛生法に基づく収去検査

食鳥肉に残留する抗菌性物質の検査を実施しましたが、不適はありませんでした（表9）。

表9 残留抗菌性物質の検査実施結果

検査項目	検査羽数	検体数	不適数
抗菌性物質	6	6	0

イ 食鳥処理場の衛生検査

食鳥処理場において、食鳥とたい、分割肉、手指及び器具のふきとり検査を実施し、微生物汚染実態の把握に努めるとともに、検査結果を参考に各施設の衛生指導を実施しました（表10）。

表 10 食鳥処理場の衛生検査実施結果

区 分	生菌数		黄色ブドウ球菌		カンピロバクター	
	検体数	目標値を 超えたもの	検体数	陽性数	検体数	陽性数
食鳥とたい	24 ^{※1}	0				
分割肉(モモ、ムネ、ササミ)	12 ^{※1}	0			12 ^{※1}	2 ^{※2}
手 指	8 ^{※1}	0	9	1 ^{※3}		
器 具	4	0				
合 計	48	0	9	1	12	2

※1 施設廃業のため減

※2 衛生指導を実施

※3 衛生指導後の再検査により陰性を確認

4 衛生講習会

食肉・食鳥肉の衛生的な取扱い及び食中毒に関する知識の啓発を図るため、リーフレット等の配布を実施しました(表 11)。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、衛生講習会及び講師派遣は中止しました。

表 11 リーフレット等の配布状況

配布期間	対象者	内 容	配布枚数
令和4年7月	と畜場従事者 [※]	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒予防について ・ノロウイルスについて ・カンピロバクター食中毒について 	450 枚
令和4年8月～ 令和5年3月	と畜場利用業者 食鳥処理業者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒予防について ・ノロウイルスについて ・カンピロバクター食中毒について ・食肉等の生食の危険性について 等 	483 枚

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった衛生講習会の代替として配布。

第 4 章

精 密 檢 査 事 業

1 精密検査業務の概要

- 微生物学的検査：敗血症、豚丹毒等の細菌性疾病の診断、食肉・食鳥肉中に残留する抗菌性物質の検査、牛枝肉等の腸管出血性大腸菌検査を実施しました。
- 病理学的検査：腫瘍、変性、炎症、感染症等の疾病診断を実施しました。
- 理化学的検査：食肉に残留する合成抗菌剤及び動物用医薬品の検査を実施しました。
- 病畜検査：健康畜とは区別し、疾病に罹患している疑いのある獣畜の検査を実施しました。

2 微生物学的検査業務

(1) 細菌学的検査

解体後検査所見等から細菌性疾病が疑われた獣畜 55 頭（牛 16 頭、豚 39 頭）について、細菌学的検査を実施しました（表 1）。なお、感染性心内膜炎を伴う敗血症により全部廃棄とした牛 15 頭及び豚 6 頭から原因菌を分離しました（表 2、表 3）。

表 1 細菌学的検査実施結果

疑う疾病名	畜種	検査頭数	措置	
			全部廃棄	一部廃棄
敗血症（感染性心内膜炎）	牛	15	15	0
敗血症（感染性心内膜炎）	豚	4	3	1
豚丹毒（心内膜炎型）	豚	3	3*	0
敗血症（全身性非定型抗酸菌症）	豚	30	30	0
豚丹毒（関節炎型）	豚	1	0	1
敗血症（全身性出血）	豚	1	1	0
敗血症（壊疽性乳房炎）	牛	1	1	0
合計		55	53	2

※ 豚丹毒疑いで検査を実施し、豚丹毒菌は検出されなかったが、*Trueperella pyogenes* が検出されたため敗血症（感染性心内膜炎）として措置した。

表 2 感染性心内膜炎を認めた牛からの菌分離結果

菌名	検体数
<i>Trueperella pyogenes</i>	11
<i>Trueperella pyogenes</i> 、 <i>Streptococcus dysgalactiae</i> subsp. <i>dysgalactiae</i> 、 <i>Enterococcus faecium</i> 、 <i>Streptococcus bovis</i> 及びグラム陽性通性嫌気性桿菌	1
<i>Trueperella pyogenes</i> 、 <i>Streptococcus dysgalactiae</i> subsp. <i>dysgalactiae</i> 及びグラム陽性通性嫌気性球菌	1
<i>Trueperella pyogenes</i> 、グラム陰性偏性嫌気性桿菌及びグラム陽性偏性嫌気性球菌	1
<i>Trueperella pyogenes</i> 、 <i>Fusobacterium necrophorum</i> 、 <i>Aerococcus urinae</i> 、グラム陰性通性嫌気性桿菌及びグラム陰性偏性嫌気性桿菌	1

表3 感染性心内膜炎を認めた豚からの菌分離結果

菌名	検体数
<i>Streptococcus dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i> 及び <i>Fusobacterium necrophorum</i>	1
<i>Trueperella pyogenes</i>	3
<i>Staphylococcus aureus</i>	1
<i>Streptococcus dysgalactiae</i> subsp. <i>equisimilis</i> , <i>Streptococcus suis</i> , <i>Streptococcus</i> spp.、 <i>Staphylococcus epidermidis</i> 及びグラム陰性通性嫌気性桿菌 等	1

(2) 抗菌性物質検査

ア モニタリング検査

牛 32 頭、豚 301 頭及び鶏 6 羽（計 339 頭羽）について、残留抗菌性物質検査を実施したところ、5 頭陽性でした（表 4、P. 13 表 3、P. 15 表 9 参照）。

表 4 抗菌性物質検査実施結果

獣畜	検査頭羽数	検体数		陽性頭羽数
		筋肉	腎臓	
牛	32	32	20	0
豚	301 ^{※1}	301	269	5 ^{※2}
鶏	6	6	0	0
合計	339	339	289	5

※1 うち 132 頭は衛生監視課が実施

※2 うち 1 頭（2 検体）で基準値を超えるドキシサイクリンを検出（P. 13 表 3 参照）

(3) 腸管出血性大腸菌検査（O26、O103、O111、O121、O145、O157）

牛 50 頭について、枝肉ふきとり検体の腸管出血性大腸菌検査を実施しました（P. 14 表 4 参照）。

(4) カンピロバクター検査

食鳥処理場の衛生検査の一環として、鶏 4 羽（12 検体）についてカンピロバクター検査を実施しました（P. 16 表 10 参照）。

(5) BSEスクリーニング検査

BSEスクリーニング検査は実施しませんでした（P. 9 参照）。

3 病理学的検査業務

病理学的検査は、88頭（牛42頭、豚46頭）について実施しました。

その内、全部廃棄処分等の措置を決定するための検査が78頭、一部廃棄の原因究明のための検査等が10頭でした（表5、6）。

表5 病理学的検査の実施件数

畜種	牛	豚	合計
検査			
措置決定のための検査	34	44	78
原因究明のための検査等	8	2	10
合計	42	46	88

表6 措置決定のための病理学的検査の実施結果

疑う疾病名	検査頭数	とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄
牛伝染性リンパ腫	牛 33	0	33	0
白血病	豚 6	0	5	1※ ¹
全身性腫瘍	牛 1	0	0	1※ ²
	豚 8	0	5※ ³	3※ ⁴
敗血症（非定型抗酸菌症）	豚 30	0	30	0
合計	78	0	73	5

※1：小腸及び腸間膜リンパ節のリンパ腫 ※2：骨髄変性（白血病を否定）1

※3：悪性黒色腫5 ※4：悪性黒色腫（限局性）2、腎芽腫1

4 理化学的検査業務

食肉等に残留する合成抗菌剤及び動物用医薬品について、63頭（牛18頭、豚45頭）の検査を実施しました（表7）。

表7 理化学的検査実施結果

検査項目	畜種 (検査頭数)		判定		備考
	牛	豚	検出	不検出 ^{※1}	
合成抗菌剤	12	32	0	44	使用した検体は、微生物検査で抗菌性物質検査を実施したものと同一検体
動物用医薬品	6	13	6 ^{※2}	13	豚1頭からドキシサイクリン、豚4頭からクロルテトラサイクリン、豚1頭からオキシテトラサイクリンを検出
合計	18	45	6	57	

※1 各試験法の定量限界未満を不検出とした。

※2 うち1頭（2検体）で基準値を超えるドキシサイクリンを検出（P.13表3参照）

(1) 合成抗菌剤検査

牛及び豚について、食肉に残留する合成抗菌剤の検査を実施したところ、全て不検出でした（表8）。

表8 合成抗菌剤検査実施結果（表7中の「合成抗菌剤」の再掲）

項目	畜種	牛（筋肉）			豚（筋肉）			定量 限界
		検査頭数	検体数	検出数 [※]	検査頭数	検体数	検出数 [※]	
スルファジミジン		12	12	0	32	32	0	0.02ppm
スルファメラジン		12	12	0	32	32	0	0.02ppm
スルファジメトキシ		12	12	0	32	32	0	0.03ppm
スルファキノキサリン		12	12	0	32	32	0	0.03ppm
トリメトプリム		12	12	0	32	32	0	0.05ppm
オルメトプリム					32	32	0	0.05ppm
スルファドキシ		12	12	0	32	32	0	0.01ppm
ピリメタミン		12	12	0	32	32	0	0.05ppm

※ 各項目の定量限界未満を不検出とした。

検査法：平成5年4月1日付け厚生省衛乳第79号中の「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法（改定法）」に準拠し当所で作成した検査実施標準作業書による（SOP No.4111）。

(2) 動物用医薬品検査

県内産の牛及び豚について、食肉等に残留する動物用医薬品 2 項目 6 薬剤の検査を実施した。(表 9)。

表 9 動物医薬品検査実施結果(表 7 中の「動物用医薬品」の再掲)

項目	区分	畜種	検査頭数	総検体数	検体内訳						定量限界
					筋肉		肝臓		腎臓		
					検体数	検出数※1	検体数	検出数※1	検体数	検出数※1	
オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン テトラサイクリン 及びドキシサイクリン※2	牛	2	6	2	0	2	0	2	0	オキシテトラサイクリン 0.02ppm クロルテトラサイクリン 0.03ppm	
	豚	9	18	5	1	4	0	9	6	テトラサイクリン 0.02ppm ドキシサイクリン 0.03ppm	
エンロフロキサシン 及びシプロフロキサシン※3	牛	4	4	4	0	/	/	/	/	エンロフロキサシン 0.01ppm	
	豚	4	4	4	0	/	/	/	/	シプロフロキサシン 0.01ppm	
合計		19	32	15	1	6	0	11	6		

※1 豚 1 頭の筋肉及び腎臓からドキシサイクリン、豚 4 頭の腎臓からクロルテトラサイクリン、豚 1 頭の腎臓からオキシテトラサイクリンを検出した。また、各項目の定量限界未滿を不検出とした。

※2 ドキシサイクリンについては豚筋肉及び豚腎臓のみ検査を実施した。

検査法：「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法」

(平成 17 年 1 月 24 日付け食安発第 0124001 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) に準拠し当所で作成した検査実施標準作業書による (SOP No. 4112、4114)。

※3 検査法：「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法の一部改正について」

(平成 18 年 11 月 30 日付け食安発第 1130004 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知) に準拠し当所で作成した検査実施標準作業書による (SOP No. 4120)。

5 食品衛生検査施設における検査等の業務管理 (GLP)

食肉、食鳥肉等に残留する抗菌性物質、合成抗菌剤及び動物用医薬品検査において、検査精度の維持管理のため、他の機関に検査精度の評価を依頼する外部精度管理を実施するとともに、検査の都度、陽性・陰性対照等を用いて実施する内部精度管理を行いました。

6 病畜検査業務

検査頭数は牛 507 頭、子牛 8 頭、馬 1 頭、豚 179 頭でした (表 10、11、12)。

表 10 病畜の産地別搬入頭数(P. 10 表 6 の内数)

獣畜	検査頭数	神奈川県	県外産							合計
			北海道	宮城県	栃木県	群馬県	千葉県	静岡県	その他	
牛	507	274	20	—	—	—	4	201	8	233
子牛	8	3	—	—	—	—	—	5	—	5
馬	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
豚	179	56	—	26	18	15	6	40	18	123
合計	695	334	20	26	18	15	10	246	26	361

表 11 病畜のとさつ禁止・全部廃棄頭数(P. 8 表 2 の内数)

処分内容	病名	牛	子牛	馬	豚	合計
とさつ禁止	該当なし					
全部廃棄	牛伝染性リンパ腫	23	0			
	敗血症	18	0	0	5	23
	膿毒症	2	0	0	3	5
	高度の黄疸	3	0	0	0	3
	高度の水腫	1	0	0	0	1
	小計	47	0	0	8	55

表 12 病畜の簡易検査結果 (P. 9 表 5 の内数)

疑う疾病名	牛		豚	
	検査頭数	全部廃棄頭数	検査頭数	全部廃棄頭数
敗血症 (感染性心内膜炎)	14	13	4	4
豚丹毒 (心内膜炎型)				0
尿毒症	2	0	0	0
高度の黄疸	7	3	0	0
合計	23	16	4	4

第 5 章

調 査 研 究 事 業

1 学会等における発表

No.	演題名	発表者
1	当所所管と畜場に搬入された県内産豚のサルモネラ属菌保有状況調査 (令和4年7月1-5日 神奈川県衛生監視員等研究発表会) ※ (令和4年9月20日 全国食肉衛生検査所協議会 微生物部会研修会) ※	精密検査課 篠原 良輔
2	豚にみられた皮膚に腫瘍形成を伴わない色素低産生性の悪性黒色腫の1例 (令和4年9月4日 関東・東京合同地区獣医師・三学会大会) ※ (令和4年10月26日-11月2日 全国食肉衛生検査所協議会 病理部会研修会) ※ (令和5年1月23日 食肉及び食鳥肉衛生研究発表会) ※	精密検査課 川口 絵梨
3	高速液体クロマトグラフ (HPLC) を用いた畜産物中マクロライド系寄生虫駆除剤迅速一斉試験法の検討 (令和4年7月1-5日 神奈川県衛生監視員等研究発表会) ※ (令和4年8月22-26日 全国食品衛生監視員協議会 関東ブロック研修大会) ※ (令和4年10月7-21日 全国食肉衛生検査所協議会 理化学部会研修会) ※ (令和4年11月17-18日 全国食品衛生監視員研修会) ※	精密検査課 岸野 巧

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての発表が書面又はオンライン開催

2 令和4年度神奈川県食肉衛生検査所調査研究発表会（演題一覧）

令和5年3月9日開催

No.	演題名	発表者
1	牛の悪性黒色腫の病理学的検索	精密検査課 川口 絵梨
2	牛及び豚の疣贅性心内膜炎から分離された菌株における <i>Streptococcus ruminantium</i> の調査	精密検査課 篠原 良輔
3	食肉衛生検査所業務紹介 DVD 等のリニューアルについて	検査第一課 野川 英明
4	食肉中のセファゾリン試験法の検討	精密検査課 岸野 巧
5	残留抗菌性物質検査に使用する <i>Bacillus mycoides</i> 芽胞液の至適濃度及び保存条件の検討	精密検査課 田中 勲
6	枝肉の目視による外部検証結果の解析及び外部検証方法の検討	衛生監視課 岡垣 夏美
7	牛の膀胱平滑筋腫瘍の病理学的検索	精密検査課 中村 溪太

第 6 章

そ の 他 の 事 業

1 情報提供

県民に対するホームページ等による食肉衛生の情報提供、食肉衛生に関する講習会への講師派遣、獣医大生等を対象に、公衆衛生に関する知識の普及を目的として研修資料の提供を行いました。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、例年実施している小学生を対象とした講座及び獣医大生等の研修受け入れは中止しました。

当所ホームページのアクセス件数

期間	件数	備考
令和4年4月～令和5年3月	6,149	開設年月：平成14年11月

講習会への講師派遣状況

No.	年月日	名称（主催）	内容	受講者
1	令和4年8月4日	野生鳥獣肉の衛生的な取扱いに係る研修会（厚木保健福祉事務所）	野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に基づく適切なたさつ・解体処理について 等	3名

獣医大生への研修資料提供

No.	対象	資料概要
1	日本大学生物資源科学部獣医学科4年次学生	と畜検査他当所の業務について
2	麻布大学獣医学部獣医学科4年次学生	同上

2 職員研修

(1) 新規配属職員研修

初めて食肉衛生検査所に配属された職員を対象に、基本的な知識、技術の習得等を目的として実施しました。

実施時期	受講者数	実施日数
令和4年4月4日～令和5年2月28日	5名	延べ33日間 (一人当たり11日間)

(2) 三年目研修

食肉衛生検査所に配属されてから3年目にあたる職員が、専門知識、技術の習得等を目的とし、自主的にテーマを定めて実施しました。

実施時期	内容	実施者数
令和4年4月～ 令和5年3月	検査所紹介DVDのリニューアルについて	1名
	衛生的なたさつ・解体工程の確保のための目視による外部検証方法の検討	1名
	豚の悪性黒色腫の病理学的検索	1名

(3) 再配属職員研修

再配属職員を対象に、最新の専門知識の習得、技術等の再確認を目的として実施しました。

実施日	受講者数	実施日数
令和4年4月5日	4名	1日

(4) 所内ミニ研修

実施時期	参加者数	実施回数
令和4年9月29日～令和5年3月30日	延べ181名	5回

主な研修内容：ヨーネ病について

資料

表1 年度別と畜検査頭数

年度	総数	牛			子牛	馬	豚	めん羊	山羊
		小計	乳用	肉用					
昭和 63	509,027	11,921	4,781	7,140	293	9	496,640	146	18
平成元	505,652	10,260	4,603	5,657	230	17	494,953	172	20
2	478,070	8,952	4,599	4,353	187	6	468,747	162	16
3	461,744	8,349	4,666	3,683	228	11	452,967	162	27
4	443,505	8,258	4,118	4,140	262	16	434,822	119	28
5	491,024	7,642	4,171	3,471	252	25	482,912	157	36
6	477,081	7,137	3,945	3,192	241	25	469,514	138	26
7	443,976	7,393	3,445	3,948	181	24	436,300	54	24
8	443,549	7,086	3,094	3,992	147	14	436,205	67	30
9	461,868	8,105	3,476	4,629	145	11	453,543	47	17
10	482,881	8,744	3,557	5,187	206	9	473,876	26	20
11	516,438	8,578	3,613	4,965	98	6	507,709	34	13
12	386,538	7,960	2,509	5,451	82	9	378,448	24	15
13	384,695	6,512	1,753	4,759	47	12	378,101	13	10
14	438,551	9,820	4,160	5,660	11	5	428,715	0	0
15	509,286	9,471	4,098	5,373	10	5	499,800	0	0
16	539,023	9,141	3,724	5,417	20	3	529,859	0	0
17	532,038	7,436	3,316	4,120	14	4	524,584	0	0
18	536,301	7,270	3,699	3,571	17	0	529,014	0	0
19	542,035	7,389	3,710	3,679	18	0	534,628	0	0
20	539,414	7,917	3,272	4,645	31	0	531,466	0	0
21	548,416	7,789	2,419	5,370	11	1	540,615	0	0
22	541,281	6,226	2,364	3,862	30	0	535,025	0	0
23	535,593	7,714	2,318	5,396	9	0	527,870	0	0
24	520,658	5,829	2,476	3,353	16	0	514,813	0	0
25	540,715	5,491	2,433	3,058	15	0	535,209	0	0
26	536,995	6,451	3,204	3,247	19	0	530,525	0	0
27	541,874	4,923	2,607	2,316	17	0	536,934	0	0
28	534,485	4,539	2,119	2,420	5	0	529,941	0	0
29	503,599	4,037	1,901	2,136	7	0	499,555	0	0
30	486,127	4,118	1,913	2,205	7	0	482,002	0	0
令和元	467,452	4,126	1,879	2,247	5	0	463,321	0	0
令和2	460,602	3,947	1,677	2,270	13	0	456,642	0	0
令和3	450,058	3,968	1,645	2,323	7	0	446,083	0	0
令和4	431,616	3,686	1,592	2,094	8	1	427,921	0	0

表2 月別と畜検査頭数（令和4年度）

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
畜種														
牛	乳用	129	131	104	135	128	123	121	155	138	145	112	171	1,592
	肉用	215	171	201	185	146	169	169	186	172	174	154	152	2,094
	小計	344	302	305	320	274	292	290	341	310	319	266	323	3,686
子牛	0	1	0	1	0	1	0	2	1	1	0	1	8	
馬	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
豚	34,853	35,708	35,009	32,945	34,999	35,740	35,940	39,597	36,265	34,614	33,572	38,679	427,921	
めん羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	35,197	36,011	35,315	33,266	35,273	36,033	36,230	39,940	36,576	34,934	33,838	39,003	431,616	